江戸川区におけるプラスチック資源の再商品化実施に係る連携事業者の

公募型プロポーザル実施要領

１　目　的

　本要領は、江戸川区（以下「区」という。）が分別収集したプラスチック資源（区指定のプラスチック製品）について、安定的な施設運用のもと効率的かつ効果的な再商品化を実施するとともに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第33条に基づき、区と連携して再商品化計画の策定及び国への認定申請手続きを行う事業者を公募するにあたり、必要な手続き等を定めるものである。

　区内のプラスチック資源循環の促進に繋がる取組等について企画提案を受け、その技術力及び専門的能力を積極的に活用することを目的として連携事業者を募集する。

２　連携内容

　本区と連携事業者は以下の事項について連携する。

1. 区のプラスチック分別収集・再商品化事業に関すること。
2. 法第33条に基づく、再商品化計画の策定及び国への認定申請手続きに関すること。

（３）プラスチック資源循環の促進に繋がる取組に関すること。

３　連携方法

　本公募により選定された事業者（以下「選定事業者」という。）は、随意委託契約のもと令和７・８年度において区が引渡す製品プラスチックの再商品化独自処理※を行う。

区は企画提案に基づき選定事業者と協議のもと再商品化計画を策定し、令和９年度において容器包装プラスチックを含めた再商品化計画に基づいた、プラスチック類の再商品化を開始する。ただし、再商品化計画の申請手続きの進捗状況によっては令和10年度以降となる場合がある。選定事業者は、区と連携協定を締結したうえで、区が策定する再商品化計画において再商品化実施者として指定する。

※令和７年度の引渡し開始時期は、本公募による随意委託契約締結後、区及び再商品化事業者の準備が整い次第開始するものとする。なお、令和７・８年度における容器包装プラスチックについては容器包装リサイクル法に基づき、指定法人に委託し再商品化する。

（事業スケジュール）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 製品プラスチック | 容器包装プラスチック |
| 令和７年度 | 独自ルート | 容リ協会ルート（容リ法） |
| 令和８年度 | 独自ルート | 容リ協会ルート（容リ法） |
| 令和９年度以降 | 再商品化計画ルート（法第33条ルート） |

４　参加資格

（１）応募者は法人（単独企業）であること。

（２）公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の「令和７年度プラスチック製容器包装及

び分別収集再生処理事業者」に、プラスチック製品を含む施設区分で登録されており、

マテリアルリサイクル手法で処理されること。

（３）「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請

の手引き（環境省）」に規定する再商品化計画の再商品化実施者として、必要な能力

と施設を有していること。

（４）地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない

こと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第

２号又は、第２条６号の規定に該当していないこと及び江戸川区契約における暴力団

等排除措置要綱（平成23年10月１日施行）に規定する入札参加除外措置を受けてい

ないこと。

（６）直近１年間に、法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納して

いないこと。

（７）本要領公表日から過去１年間に、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛

生法（昭和47年法律第57号）及びその他労働法による罰則を受けていないこと。

（８）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、民

事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は

破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産開始手続きの申立てがないこ

と。

５　予算上限額（令和７年度）

　2,320千円(消費税相当額を含む)

６　スケジュール

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 日程（提出期限） |
| １ | 実施要領の公表（区ＨＰで公開） | 令和７年７月７日（月） |
| ２ | 質問書の提出期限 | 令和７年７月22日（火）正午 |
| ３ | 質問に対する回答 | 令和７年７月25（金）(予定) |
| ４ | 参加表明書及び企画提案書の提出期限 | 令和７年７月31日（木）午後５時まで |
| ５ | 書類審査結果の通知 | 令和７年８月７日（木）（予定） |
| ６ | プレゼンテーション審査の実施 | 令和7年８月15日（金）（予定） |
| ７ | 選定結果の通知（最優秀候補事業者の決定） | 令和７年８月下旬　(予定) |
| ８ | 随意委託契約締結 | 令和７年９月下旬　(予定) |

７　質問受付及び回答

　本公募要領に関する質問を次の通り受付する。

（１）受付期限

令和７年７月22日（火）正午　【必着】

（２）受付方法

別紙「質問表」（様式３）により電子メールで提出すること。なお、電子メール送信

後、必ず、電話により電子メールの送達確認すること。電話等による口頭及び、来

庁による書面提出やＦＡＸによる質問は受付ず、回答も行わない。

メールアドレス：seisou@city.edogawa.tokyo.jp

電　　　　　話：03-5662-1689

（３）回答方法

令和７年７月25日（金）（予定）に、質問者名を伏せたうえで、区ホームページ上に

公表する。

　　※競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのある質問に対しては回答しない。

８　応募書類等の提出

（１）提出期限　令和７年７月31日（木）午後５時【必着】

（２）提 出 先　〒132-8501　東京都江戸川区中央１丁目４番１号

江戸川区役所本庁舎北棟３階９番 環境部清掃課資源循環推進係

　　　　　　 電話：03-5662-1689

（３）応募資格の審査に必要な書類

① 参加表明書（様式１）

　　　　　　　 ② 法人登記簿謄本

　　　　　　　 ③ 財務諸表（直近３か年分の賃借対照表及び損益計算書の写し（決算書））

　　　　　　　 ④ 納税証明書（その３の３（法人税・消費税及び地方消費税の納税証明

書））

※受付日前３か月以内に発行されたもの。

　　　　　　　　⑤ 納税証明書（一般用（法人事業税及び法人住民税の納税証明書））

（４）企画提案の審査に必要な書類

⑥ 法人概要書（様式２）

⑦ 企画提案書（任意様式Ａ４判・上限10枚）

　※両面印刷20ページとすることも可能

　　文字のポイントは12ポイント以上とすること

⑧ 見積書（指定様式）

（５）提出部数　①・②・③・④・⑤　１部（正本）

　　　　　　　 ⑥・⑦・⑧　９部（正本１部、副本８部）

　　　　　　　 ※副本は、会社名及び会社を特定する事項をすべてマスキング処理し、

事業者が特定できないようにすること。

（６）提出方法　簡易書留による郵送又は窓口持参

（７）辞　　退　各書類提出後、本公募の参加を辞退する場合は別紙「辞退届」（様式４）を提出すること。

９　企画提案書の記載項目

　企画提案書には、再商品化手法、再商品化工程、施設処理能力、運用体制、将来的な再生プラスチックのリサイクル先など再商品化実施者の立場から、区内のプラスチック資源循環の促進に繋がる取組について提案すること。作成にあたっては、別紙「再商品化計画に係る基礎資料」及び後記の「12 評価基準」を参考に作成すること。

10　見積書の記載内容

　見積書（指定様式）は下記に従い作成すること。

　なお、本公募における見積書記載の金額は、現時点で想定経費として取り扱い、再商品化計画認定後の委託契約における契約金額を保証するものではない。

（１）処理単価（１㎏あたりの単価）および再商品化費用について、容器包装プラスチック

と製品プラスチックに分けて記載すること（消費税相当額を除く）。

（２）処理単価には、中間処理から再商品化施設までの搬出・運搬費用を含むこと。

（３）見積書は令和７・８年度における製品プラスチックのみの引き渡し時の２枚、

　　 令和９年度における容器包装プラスチックと製品プラスチックの引き渡し時の１枚

の計３枚用意すること。

11　選定方法

　選定委員会による第一次審査（書類審査）及び第二次審査（プレゼンテーション審査）により選定する。

（１）第一次審査（書類審査）

　　 提出書類に基づき参加資格などについて書類による審査を行う。結果については、合否に関わらず、全事業者を対象に８月７日（木）（予定）までに参加表明書（様式１）に記載された連絡担当者に対し、電話及び郵送で通知する。

（２）第二次審査（プレゼンテーション審査）

　　 第一次審査（書類審査）に合格した事業者を第二次審査（プレゼンテーション審査）の対象として、別に定める審査基準に基づき、提案書類、ヒアリング及びその他内容を審査し、提案内容を評価するものとし、算出した総合得点により第１位優先協議者を決定する。

審査は、令和７年８月15日（金）に行い、企画提案書に関するプレゼンテーション

（30分以内）及び本区職員によるヒアリング（10分程度）の計40分程度により行う。

実施時間、会場、必要な持ち物等の詳細は、別途連絡する。

　　①　選定の取り消し

　　　優先協議者選定後であっても、当該事業者が契約締結するまでの間に前記の「４ 参

加資格」に該当しなくなった場合及び提案内容に虚偽の記載又は重大な瑕疵があった

場合は、企画提案を無効とし、第１位優先協議者であっても区はその決定を取消すものとする。

　　②　次順位者との協議

　　　第１位優先協議者との協議が調わない場合は、次順位の優先事業者と契約に向けた

協議を行うものとする。

12　評価基準

　第二次審査（プレゼンテーション審査）では、次の項目と基準に沿って評価する。各委員は、各事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答を経て、採点を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査基準 |
| １　連携体制 | （１）再商品化計画に係る関連法規及び区の事業への理解があるか。（２）スムーズな連携を実現できる体制・手段が整っているか。 |
| ２　業務遂行能力 | （１）過去年度において再商品化実績を十分に有しているか。（２）マテリアルリサイクル手法であり、一連の処理工程が明確であるか。（３) 発火物混載による工場停止、災害発生時に伴う施設受け入れ停止などの非常事態における危機管理体制を有しているか。（４）環境に配慮した事業展開であること。 |
| ３　予定経費 | （１）額面（製品プラスチックのみ）の評価。\*令和７・８年度想定（２）額面（容器包装プラスチックと製品プラスチック）の評価。　　 \*令和９年度想定 |
| ４　中間処理施設までの距離関係 | 1. 運搬に係るＣＯ２排出量の抑制、適切な処理体制

の検査確認の観点から、区の指定する中間処理施設から近郊であること。 |

13　選定結果の通知

　第二次審査（プレゼンテーション審査）の結果については、令和７年８月下旬（予定）に第二次審査参加事業者に対し文書にて通知するとともに、区ホームページ上に結果を公表する。なお、審査結果について、電話等による問い合わせには一切応じない。

14　その他

（１）提出書類等の作成及び公募参加に関する費用のすべては参加表明事業者の負担とする。

（２）提出期限が過ぎてからの書類の差替え及び修正は認めない。

（３）本区が必要と認めた時は、電話の確認または追加資料の提出を求めることがある。

（４）提出された書類は返却しない。

（５）本件に係る情報公開請求があった時は、江戸川区情報公開条例に基づき、非公開情報

を除き提出書類を開示する。

（６）提案者が次の事項に該当したときは、失格とする。

　　①　実施要領に定める手続きを順守しないとき

　　②　応募書類に虚偽の記載をしたとき

　　③　審査の公平性に影響を与える行為をしたとき

　　④　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をしたとき

（７）審査結果に係る異議申し立ては、一切受付けない。

15　問合せ・提出先

　江戸川区環境部清掃課資源循環推進係

　〒132-8501　東京都江戸川区中央１丁目４番１号　江戸川区役所本庁舎　北棟３階９番

TEL：03-5662-1689　メールアドレス：seisou@city.edogawa.tokyo.jp

再商品化計画策定に係る基礎資料

１　背　景

　江戸川区では平成20年からプラスチック資源のうち容器包装プラスチックの分別収集を開始してきた一方で、製品プラスチックについては燃やすごみとして処分されてきた。

令和４年４月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）が施行され、地方公共団体の責務として家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化などが努力義務化されたことを受け、ＳＤＧｓを推進し、カーボンマイナス都市宣言を表明している本区においても循環型社会の実現を目指し、製品プラスチックの回収に取り組んでいく。

従来、容器包装プラスチックの再商品化については法第32条に基づき、指定法人に委託し再商品化を行ってきたが、今後は法第33条に基づき事業者と連携して令和９年度以降、令和13年度までに再商品化計画を作成し、プラスチック分別収集・再資源化事業の長期安定化を図るとともに、連携する再商品化実施者の知識や技術を活用し、区内のプラスチック資源循環の促進を効率的に図っていく。なお、製品プラスチックのリサイクル手法については、将来的に再生プラスチックを使った啓発物品等を環境学習施策として区民に還元することを重視していることからマテリアルリサイクル手法に限るものとする。

２　区のプラスチック分別収集・再資源化事業の概要

　再商品化計画に記載する業務概要・予定数量・行程等は、現行のプラスチック分別収集・再資源化事業に基づき、下記を想定している。

（１）分別収集品目

　　容器包装プラスチックおよび製品プラスチック

　　　① 容器包装プラスチック

　　 プラスチックマークがあり、汚れや銀色部分のないプラスチック製容器包装

※質の高いマテリアルリサイクルを目指していることから汚れや銀色部分のないプラスチック製容器包装を除外しているが、企画提案者の提案内容に応じ対象とする場合がある。

　　　② 製品プラスチック

硬質であり、質の高いリサイクルが期待できるとされる異素材製品が比較的少な

い以下17品目

・ざる　　・ボウル　・バケツ　・ちりとり　・ごみ箱　・風呂いす　・手おけ

・洗面器　・書籍スタンド　・かご類　・トレー　・保存容器　・ハンガー

・書類ケース　・大型プラスチックケース（衣装ケースなど）　・まな板

・小物入れ

※「一辺の長さが50㎝を超えるもの」を除き、「プラスチック使用製品廃棄物の

分別収集の手引き（環境省）」記載の「分別収集に含めてはいけないもの」は

対象外とするが、企画提案者の提案内容に応じ対象とする場合がある。

※令和７・８年度の回収実績に応じ、回収対象品目を拡大する場合がある。品目

については、選定事業者との協議のうえ決定するものとする。

（２）回収方法・頻度

　　下表のとおり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| プラスチック資源 | サイズ | 回収方法 | 中間処理施設への搬入頻度 |
| 容器包装プラスチック | 30㎝以下のもの | 集積所回収 | 週６日 |
| 製品プラスチック | 30㎝未満のもの | 拠点回収（常設） | 月２～３回程度 |
| 30㎝以上のもの | 拠点回収（臨時） | １～２か月に１回程度 |

（３）中間処理施設

　　容器包装プラスチック

　　　事業者名：江環保エコセンター

　　　所 在 地：東京都江戸川区臨海町６丁目３番１号

　　　梱包方法：容器包装プラスチックベール（W1000㎜×H1000㎜×D1000㎜）

輸送頻度：日曜日を除く週6回　平均引き渡し日量8.1ｔ/日

　　製品プラスチック

　　　事業者名：ヨシヤコーポレーション株式会社

　　　所 在 地：東京都江戸川区臨海町６丁目３番２号

　　　梱包方法：製品プラスチックベール（W1000㎜×H1000㎜×D1100㎜）

　　　輸送頻度：日曜日を除く１ヶ月に１回

　　　　　　　　※回収量によっては都度協議のうえ決定する場合がある。

（４）工　程

　　区が回収・運搬したプラスチック資源は、それぞれ上記（３）の中間処理施設に搬入す

る。再商品化実施者は、中間処理施設からベールを引き取り、自社の再商品化施設へ搬入

後、再商品化を行う。

（５）予定数量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| 容器包装プラスチック | 2,540ｔ | 2,540ｔ | 2,540ｔ |
| 製品プラスチック | 25ｔ | 50ｔ | 50ｔ |
| 合　計 | 2,565ｔ | 2,590ｔ | 2,590ｔ |

※容器包装プラスチックの予定数量は令和４・５年度における日本容器包装リサイクル協会

引き渡し実績値の平均値を適用している。

※製品プラスチックの予定数量は区の指定する品目の排出実態調査実績をもとに算出して

いる。